

# 被災建築物応急危険度判定の実施、その後の展開

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課

大半の資料は大阪府住宅まちづくり部建築防災課から提供

## 大阪府北部地震の概要

- ・発生日時 平成30年6月18日 午前7時58分
- ・地震規模 マグニチュード 6.1（暫定値）
- ・最大震度 6弱

〈大阪府内で震度5強以上を観測した市区町〉

震度6弱

大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市

震度5強

大阪市都島区・東淀川区・旭区・淀川区、豊中市、吹田市、  
寝屋川市、摂津市、交野市、島本町

# 応急危険度判定活動概要

- 判定実施期間:6月19日～28日(10日間)
- 判定士延べ人数:1,029名

うち近隣府縣市町判定士延べ人数:410名

鳥取県	倉吉市	境港市	
福井県	敦賀市	鯖江市	越前市
三重県	鈴鹿市	伊勢市	
徳島県	徳島市	徳島県建築士会	
滋賀県	大津市	長浜市	近江八幡市
	草津市	東近江市	日野町
京都府	京都市	福知山市	宇治市
	亀岡市		
兵庫県	神戸市	西宮市	芦屋市
	伊丹市	宝塚市	川西市
	三田市	明石市	加古川市
	高砂市	姫路市	
奈良県			
和歌山県	和歌山市		

うち大阪府内市町判定士延べ人数:273名

堺市	守口市	門真市	八尾市
柏原市	東大阪市	富田林市	河内長野市
松原市	羽曳野市	藤井寺市	大阪狭山市
河南町	泉大津市	和泉市	高石市
岸和田市	貝塚市	泉佐野市	泉南市
阪南市	熊取町	田尻町	岬町

うち判定実施市町判定士延べ人数:153名

うち大阪府判定士延べ人数:103名

うち民間判定士延べ人数:90名

# 応急危険度判定結果

## 「市町村別」

(件)	判定件数	調査済	要注意	危険
大阪市	5,616	5,367 95.6%	236 4.2%	13 0.2%
茨木市	1,766	572 32.4%	941 53.3%	253 14.3%
高槻市	1,714	704 41.1%	838 48.9%	172 10.0%
箕面市	63	49 77.8%	14 22.2%	0 0%
摂津市	157	47 29.9%	87 55.4%	23 14.7%
島本町	45	21 46.7%	22 48.9%	2 4.4%
合計	9,361	6,760 72.2%	2,138 22.8%	463 5.0%

うち、コンクリートブロック塀が要因で要注意や危険の判定を行った件数  
要注意判定 2,138件中、360件(16.8%)  
危険判定 463件中、69件(14.9%)

# 判定現場の写真(ブロック塀の倒壊)



# 危険(赤)判定の要因と割合 (危険と判定された463件の概要)

## 調査項目別の危険度要因割合 (市町村別)

市町村	一見して危険 [調査1]	構造躯体等のみが要因 [調査2]	落下物等のみが要因 [調査3]	[調査2と3]の両方が要因
大阪市	15%	8%	54%	23%
茨木市	5%	7%	49%	39%
高槻市	2%	8%	64%	26%
摂津市	5%	26%	30%	39%
島本町	0%	0%	50%	50%
合計	4%	8%	55%	33%

\* 箕面市は、危険(赤)判定なし

## 調査項目別の要因割合 (建築構造別)

構造	一見して危険 [調査1]	構造躯体等のみが要因 [調査2]	落下物等のみが要因 [調査3]	[調査2と3]の両方が要因
木造	3.5%	9.2%	51.3%	36%
鉄骨造	16%	4%	76%	4%
RC造	0%	0%	100%	0%

## 木造の調査項目別要因詳細 危険度 [調査2]

構造躯体等	
① 隣接建築物等の危険	10%
③ 基礎の被害	5%
⑤ 壁の被害	73%
その他	12%

## 木造の調査項目別要因詳細 危険度 [調査3]

落下物等	
① 瓦	35%
③④ 外装材	48%
⑦ ブロック塀等	13%
その他	4%

# 判定現場、実施本部の写真





# 続き

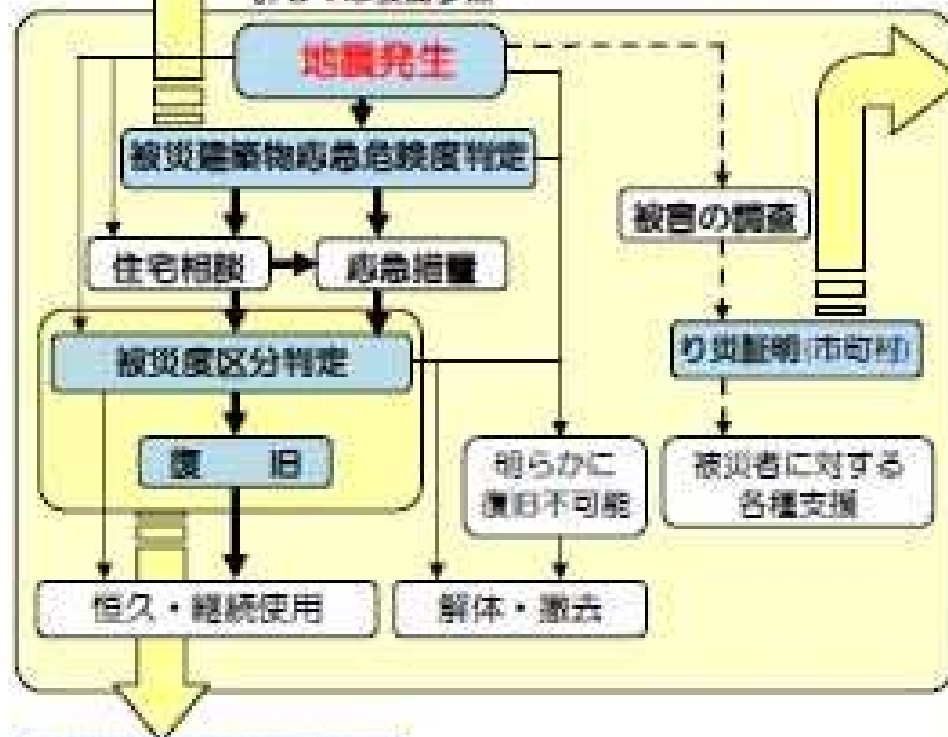


# 応急危険度判定、その後

## ①被災建築物応急危険度判定

(地震直後に二次災害防止のため)

地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定するために公共団体が行う調査です。詳しくは表面参照



## り災証明

(家屋の財産的被害程度の認定のため)

り災証明は、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市町村長が証明するものです。

り災証明のための被災家屋の被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度(全壊、半壊等)を明らかにするものです。

詳しくは、市町村役場へお問合せ下さい。

## ②被災区分判定と復旧

(応急危険度判定後に被災建築物の復旧のため)

大地震により被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物に引き続き住む、あるいは建築物を使用するため(恒久・継続使用)にどのような補修・補強をしたら良いか建築の専門家が詳細に調べて判定を行い、復旧の方法を決定します。

※判定及び復旧計画の作成には一定の費用がかかります。